農地転用許可の手続きの変更について（令和７年４月～）

農業経営基盤強化促進法が改正され、地域計画を策定しました。（令和７年３月公告）
これにより、農地転用許可（農用地除外）の手続きが一部以下のように変更します。

変更点（仮設工作物の設置等の一時転用を除く）

地域計画区域内の農地において農地転用許可（農用地除外を含む）を行う場合には、
事前に**地域計画の変更**を行い、対象農地を**地域計画の区域から除く**必要があります。

農用地以外の場合

※（　）内は要する時間

受付期限

事前協議　　：随時
地域計画変更申出：6,9,12,3月の20日
農用地除外申請　：6/20,12/20のみ
農地転用許可申請：毎月20日
※20日が土日祝日の場合は前開庁日

地域計画区域外（２ヶ月程度）

事前協議	農地転用許可申請	農地転用許可書交付
窓口：農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局

地域計画区域内（６ヶ月程度）

事前協議	地域計画変更申出	地域計画変更	農地転用許可申請	農地転用許可書交付
窓口：農業委員会事務局	農林課	農林課	農業委員会事務局	農業委員会事務局

農用地の場合（１年２ヶ月程度）

※農用地の場合は、地域計画変更手続きが必須となります。

事前協議	地域計画変更申出 農用地除外申請	地域計画変更	農用地除外	農地転用許可申請	農地転用許可書交付
窓口：農業委員会事務局	農林課	農林課	農林課	農業委員会事務局	農業委員会事務局

担当部署　農林課：058-214-2079　　農業委員会事務局：058-214-2074

一時転用手続きにおける変更点

地域計画区域内の農地において一時転用を行う場合は、地域計画の変更を行う必要はありませんが、
協議の場における合意や「農業を担う者」からの**一時転用への同意書の提出**が必要となります。

地域計画に「農業を担う者」が位置付けられている場合

一時転用前後で「農業を担う者」を変更しない場合

（２ヶ月程度）

事前協議	農地転用許可申請 同意書提出	農地転用許可書交付
窓口：農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局

受付期限

事前協議　　：随時
協議の場開催申出：6,9,12,3月の20日
農地転用許可申請：毎月20日
※20日が土日祝日の場合は前開庁日

一時転用前後で「農業を担う者」を変更する場合

（４ヶ月程度）

事前協議	協議の場開催申出	協議の場開催	農地転用許可申請	農地転用許可書交付
窓口：農業委員会事務局	農林課	農林課	農業委員会事務局	農業委員会事務局

地域計画に「農業を担う者」が位置付けられていない場合

（４ヶ月程度）

事前協議	協議の場開催申出	協議の場開催	農地転用許可申請	農地転用許可書交付
窓口：農業委員会事務局	農林課	農林課	農業委員会事務局	農業委員会事務局

担当部署　農林課：058-214-2079　　農業委員会事務局：058-214-2074